

事前に皆様から寄せられた質問

- ・病院側とすると納得できない理由で、施設側から入所をお断りされる事例があります。広域連合の皆様と機会を見て共有したいと考えております。

(回答) 施設側から入所のあっせんの断りがあった場合は、断った理由を確認しています。その上で、希望されている別の施設が空いた場合は、その施設で受入が可能な状況であれば、そちらへのあっせんを行っています。

- ・特養側から断られた際、時期を違えてまた検討していただくにはどうしたら良いのでしょうか？

(回答) 入所の希望先として複数の施設を選択されている場合は、希望されている別の施設が空いた場合は、受入が可能な状況であれば、その施設へのあっせんを行います。施設側が入所の受入れを断った理由にもよりますが、一度断った施設に再度ご紹介をすることは、あまりありません。

- ・申込み後に介護度が変更になった場合の手続きはどうすれば良いのか、教えて頂きたいです。

(回答) 要介護度の変更は、入所順位判定に影響があるため、変更の申込書の提出をお願いします。

- ・今まで、福祉関係機関と付き合いの無かった人が入所したい場合、最初にどこへ相談したら良いでしょうか。

(回答) 特養への入所に関しては、原則として要介護3以上の方が入所の対象となりますので、担当されているケアマネジャーの方、入院されている場合は病院の相談員の方にご相談をいただくのがよろしいかと思います。

- ・申込書の特記事項についての質問 審査会で反映されているのかいないのか審査員にとっての印象で審査しているのか？とすると役立っているのか？また、全く反映されていないとすれば、特記事項を設けている理由は、何であるか。

(回答) 特養入所調整検討委員会では、入所優先順位上位（1番～100番）の方について、委員による審査を行っており、その際には、特記事項の記載も参考とさせていただいています。また、入所のあっせんを行う際には、広域連合から特養に申込書の写しを送付しており、特記事項の記載は、特養側で入所希望者の状況、申込者の世帯の状況等を知る資料として利用しています。

- ・シリンジでの食事介助の利用者さんの順番は基準があるのでしょうか。

(回答) 食事介助の方法は、入所の順位判定には影響がありません。ただし、シリンジでの食事介助、側臥位での食事介助等食事介助に配慮が必要な方の受入れに対応できない施設もあり、特養へのあっせんを行う際には、施設での食事介助の対応の状況を確認した上で、ご紹介を行っています。